

防府市第一号訪問事業短期集中予防型サービス実施要綱

令和6年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める第一号訪問事業短期集中予防型サービス（以下「短期集中サービス」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

(実施主体)

第3条 短期集中サービスの実施主体は、防府市とする。ただし、適切なサービス提供体制が確保できると認められる指定介護事業所、医療機関等に委託することができるものとする。

(事業の目的と基本方針)

第4条 短期集中サービスは、疾病等で生活機能が低下した高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく普通に暮らせる幸せを持ち続けられることを目的に、単に利用者の一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的とするものではなく、短期集中サービスの利用終了後においても、自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次の各号の実現に向けて取り組まなければならない。

- (1) セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること
- (2) アセスメントで突きとめた生活の不安の原因を解消すること
- (3) プログラム終了後の地域資源への移行を支援すること

(事業の一般原則)

第5条 短期集中サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）は、短期集中サービスの利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、短期集中サービスを実施するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、必要に応じて一般介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業を活用しサービスの提供に当たるよう努めなければならない。

(対象者)

第6条 短期集中サービスの対象者は、市内に住所を有する居宅要支援被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの事業対象者基準に該当した第1号被保険者で、リハビリテーション専門職訪問アセスメント実施要綱に定める、リハ職アセスメントを受けた者とする。

(短期集中サービスの従事者)

第7条 短期集中サービスの従事者（以下「従事者」という。）は、次に掲げる職の者とする。

(1) 理学療法士

(2) 作業療法士

(短期集中サービスの内容)

第8条 短期集中サービスの内容は、次の各号に掲げるプログラムのうち、アセスメントに基づいて利用者に必要とされるプログラムとし、提供回数は利用者の心身の状態等にあわせて3か月を目途に最大13回とする。なお、短期集中サービスの初回と最終回に利用者の自宅等において体力測定を実施するものとする。

(1) 社会参加プログラム

(2) IADLプログラム

(3) 介護予防教育プログラム

(4) 運動機能向上プログラム

(5) 口腔機能向上プログラム

(6) 栄養改善プログラム

(7) 自宅訪問による生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言

(8) その他、リハビリテーションに資する運動等

2 前項第4号の運動機能向上プログラムの提供にあたっては、単にスポーツ

活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたプログラムとする。

3 第1項第5号の口腔機能向上プログラムは、必要があれば、1回以上提供するものとする。

4 第1項第6号の栄養改善プログラムは、必要があれば、1回以上提供するものとする。

(利用方法)

第9条 利用者は、地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントに基づいて作成された介護予防サービス・支援計画表（以下「ケアプラン」という。）の目標に沿った支援内容として短期集中サービスを利用できるものとする。

2 利用者のうち基本チェックリストの事業対象者基準に該当した第1号被保険者について、必要な場合は、かかりつけ医意見書により医師の判断を仰ぐことができるものとする。

3 事業者は、ケアプランの内容、目標等に沿った個別支援計画を作成するものとする。

4 事業者は、短期集中サービスの実施に当たり、利用者に対して短期集中サービスの内容等を説明し、短期集中サービスの利用に係る契約を締結するほか、個人情報の取扱いに関して説明し、個人情報の取扱いに関する同意を得なければならない。

(利用の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の一時停止又は中止をすることができる。

(1) 利用者が第6条の対象者に該当しなくなったとき。

(2) 健康状態の変化等により短期集中サービスの利用が困難であると地域包括支援センター及び従事者が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が短期集中サービスの利用が適切でないと認めたとき。

(実施報告)

第11条 従事者又は第3条ただし書の規定により委託を受けた者は、利用者を担当する地域包括支援センターに、支援の内容及び利用者の心身の状態変化等に関する報告書を支援実施後、速やかに提出するものとする。

2 地域包括支援センターは、ケアプラン及び前項による報告書を用いて、月ごとに市長に報告するものとする。

(利用料)

第12条 短期集中サービスの利用に係る利用者の負担は、無料とする。ただし、事業者は、次の各号に掲げる費用を利用者に負担させることができる。

(1) 食費等、事業の利用において生じる実費

(2) 前号に掲げるもののほか、短期集中サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 事業者は、前項各号の費用負担が生じるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(秘密保持等)

第13条 事業者及び従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩してはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であつたものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩することがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、会議、検討会等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならない。

(記録の整備等)

第14条 事業者は、従事者、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 事業者は、第14条第2項及び前項に規定する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。